

●香川県告示第321号

香川県建設工事指名競争入札参加者資格基準の一部を改正する基準を次のように定める。

平成29年10月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県建設工事指名競争入札参加者資格基準の一部を改正する基準

香川県建設工事指名競争入札参加者資格基準（昭和55年香川県告示第427号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																														
<p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事、塗装工事、機械器具設置工事、電気通信工事、造園工事、建具工事、<u>水道施設工事及び解体工事</u> A、B及びCの3段階</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">建設工事の種類</th> <th style="text-align: center;">平均完成工事高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>とび・土工・コンクリート工事 鋼構造物工事 塗装工事 機械器具設置工事 電気通信工事 造園工事 建具工事 解体工事</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">建設工事の種類</th> <th style="text-align: center;">等級</th> <th style="text-align: center;">設計金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>とび・土工・コンクリート工事 鋼構造物工事 塗装工事 機械器具設置工事 電気通信工事 造園工事 建具工事 水道施設工事 解体工事</td> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	建設工事の種類	平均完成工事高	略		とび・土工・コンクリート工事 鋼構造物工事 塗装工事 機械器具設置工事 電気通信工事 造園工事 建具工事 解体工事	略	建設工事の種類	等級	設計金額	略			とび・土工・コンクリート工事 鋼構造物工事 塗装工事 機械器具設置工事 電気通信工事 造園工事 建具工事 水道施設工事 解体工事	略		<p>第3条 略</p> <p>2 資格審査の結果に基づき、別に定めるところにより算定した総合点数により、指名競争入札に参加できる者を次のとおり区分し、格付けを行う。</p> <p>(1) 土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事、塗装工事、機械器具設置工事、電気通信工事、造園工事、建具工事及び<u>水道施設工事</u> A、B及びCの3段階</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">建設工事の種類</th> <th style="text-align: center;">平均完成工事高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>とび・土工・コンクリート工事 鋼構造物工事 塗装工事 機械器具設置工事 電気通信工事 造園工事 建具工事</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">建設工事の種類</th> <th style="text-align: center;">等級</th> <th style="text-align: center;">設計金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>とび・土工・コンクリート工事 鋼構造物工事 塗装工事 機械器具設置工事 電気通信工事 造園工事 建具工事 水道施設工事</td> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	建設工事の種類	平均完成工事高	略		とび・土工・コンクリート工事 鋼構造物工事 塗装工事 機械器具設置工事 電気通信工事 造園工事 建具工事	略	建設工事の種類	等級	設計金額	略			とび・土工・コンクリート工事 鋼構造物工事 塗装工事 機械器具設置工事 電気通信工事 造園工事 建具工事 水道施設工事	略	
建設工事の種類	平均完成工事高																														
略																															
とび・土工・コンクリート工事 鋼構造物工事 塗装工事 機械器具設置工事 電気通信工事 造園工事 建具工事 解体工事	略																														
建設工事の種類	等級	設計金額																													
略																															
とび・土工・コンクリート工事 鋼構造物工事 塗装工事 機械器具設置工事 電気通信工事 造園工事 建具工事 水道施設工事 解体工事	略																														
建設工事の種類	平均完成工事高																														
略																															
とび・土工・コンクリート工事 鋼構造物工事 塗装工事 機械器具設置工事 電気通信工事 造園工事 建具工事	略																														
建設工事の種類	等級	設計金額																													
略																															
とび・土工・コンクリート工事 鋼構造物工事 塗装工事 機械器具設置工事 電気通信工事 造園工事 建具工事 水道施設工事	略																														

略

別表第3（第7条関係）

建設工事の種類	等級	設計金額
略		
とび・土工・コンクリート工事 鋼 構造物工事 塗装工事 機械器具設 置工事 電気通信工事 造園工事 建具工事 解体工事	略	

略

別表第3（第7条関係）

建設工事の種類	等級	設計金額
略		
とび・土工・コンクリート工事 鋼 構造物工事 塗装工事 機械器具設 置工事 電気通信工事 造園工事 建具工事	略	

附 則

この基準は、平成29年11月1日から施行する。